

国務院へ授権し中国（上海）自由貿易試験区において
関連法律所定の行政審査認可を暫定的に
調整させることに関する決定（全人代常委会）

全文和訳

（曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所），2013年9月18日版）

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

国務院へ授権し中国（上海）自由貿易試験区において関連法律所定の行政審査認可を暫定的に調整させることに関する全国人民代表大会常務委員会の決定
（2013年8月30日第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議において採択）

政府職能転換を加速し、対外開放モデルを刷新し、改革開放深化の経験を更に模索するために、第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議において、次のことを決定した。即ち、上海外高橋保税区、上海外高橋保税物流園区、洋山保税港区及び上海浦東空港総合保税区を基盤として設立された中国（上海）自由貿易試験区内において、国が参入許可特別管理措置を実施するよう定めているものを除く外商投資については、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合弁経営企業法」及び「中華人民共和国中外合作経営企業法」所定の関連行政審査認可を国務院へ授権して暫定的に調整させる（リスト添付）。上述の行政審査認可の調整は3年間試行し、実行可能であることが実践により証明されたものについては関連法律を改正・完全化しなければならず、調整は望ましくないと実践により証明されたものについては関連法律規定を元どおりに施行する。

本決定は、2013年10月1日から施行する。

国務院へ授権し中国（上海）自由貿易試験区において暫定的に調整させる関連法律所定の行政審査認可のリスト

番号：1

名称：外資企業の設立審査認可

法律規定：「中華人民共和国外資企業法」第6条：「外資企業の設立申請は、国務院対外経済貿易主管部門又は国務院が授権した機関が審査認可する。審査認可機関は、申請を受領した日から90日以内に認可又は不認可を決定しなければならない。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

番号：2

名称：外資企業の分割、合併又はその他重要事項の変更に係る審査認可

法律規定：「中華人民共和国外資企業法」第10条：「外資企業の分割、合併又はその他重要事項の変更は、審査認可機関に報告して認可を受け、かつ、工商行政管理機関において変更登記手続を行わなければならない。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

番号：3

名称：外資企業の経営期間の審査認可

法律規定：「中華人民共和国外資企業法」第20条：「外資企業の経営期間は、外国投資家が申告し、審査認可機関が認可する。期間が満了し延長の必要がある場合には、期間満了の180日前までに審査認可機関に申請を提出しなければならない。審査認可機関は、申請を受領した日から30日以内に認可又は不認可を決定しなければならない。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

番号：4

名称：中外合弁企業の設立審査認可

法律規定：「中華人民共和国外資企業法」第3条：「各合弁当事者が締結した合弁に係る合意、契約及び定款は、国の対外経済貿易主管部門（以下「審査認可機関」という。）に報告し、審査認可を受けなければならない。審査認可機関は、3か月以内に認可又は不認可を決定しなければならない。合弁企業は、認可を経た後、国の工商行政管理主管部門において登記し、営業許可証を受領し、営業を開始する。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

番号：5

名称：中外合弁企業の合弁期間延長に係る審査認可

法律規定：「中華人民共和国外資企業法」第13条：「合弁企業の合弁期間については、業種又は状況ごとに異なる約定をする。一部の業種の合弁企業は、合弁期間を約定しなければならない。一部の業種の合弁企業は、合弁期間を約定することも、合弁期間を約定しないこともできる。合弁期間を約定した合弁企業は、各合弁当事者が合弁期間の延長に同意した場合には、合弁期間満了の6か月前までに審査認可機関に申請を提出しなければならない。審査認可機関は、申請を受領した日から1か月以内に認可又は不認可を決定しなければならない。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

番号：6

名称：中外合弁企業の解散に係る審査認可

法律規定：「中華人民共和国外資企業法」第14条：「合弁企業に重大な欠損、契約又は定款所定の義務に対する一方当事者の不履行、不可抗力等が発生した場合には、各合弁当事者の協議による同意を経た上で、審査認可機関に報告して認可を受け、かつ、国の工商行政管理主管部門において登記し、契約を終了することができる。契約違反により損失がもたらされた場合には、契約に違反した一方当事者が経済的責任を負わなければならない。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

番号：7

名称：中外合作経営企業の設立審査認可

法律規定：「中華人民共和国外資企業法」第5条：「合作企業の設立を申請する場合には、中外合作者が締結した合意、契約、定款等の文書を国務院対外経済貿易主管部門又は国務院が授権した部門及び地方政府（以下「審査認可機関」という。）に報告し、審査認可

国务院へ授権し中国（上海）自由貿易試験区において
関連法律所定の行政審査認可を暫定的に
調整させることに関する決定（全人代常委会）

（曾我法律事務所（現シティユワ法律事務所），2013年9月18日版）

全文和訳

を受けなければならない。審査認可機関は、申請を受領した日から45日以内に認可又は不認可を決定しなければならない。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

番号：8

名称：中外合作経営企業の合意、契約及び定款の重大な変更に係る審査認可

法律規定：「中華人民共和国中外合作経営企業法」第7条：「中外合作者は、合作期間内に協議し、合作企業契約に重大な変更を行うことに同意した場合には、審査認可機関に報告して認可を受けなければならない。変更内容が法定の工商登記項目又は税務登記項目に関係する場合には、工商行政管理機関又は税務機関において変更登記手続を行わなければならない。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

番号：9

名称：中外合作経営企業において合作企業契約における権利・義務を譲渡することに係る審査認可

法律規定：「中華人民共和国中外合作経営企業法」第10条：「中外合作者の一方当事者は、合作企業契約における自身の権利・義務の全部又は一部を譲渡する場合には、他方当事者の同意を得、かつ、審査認可機関に報告して認可を受けなければならない。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

番号：10

名称：中外合作経営企業において経営管理を他人に委託することに係る審査認可

法律規定：「中華人民共和国中外合作経営企業法」第12条第2款：「合作企業の成立後、中外合作者以外の他人に経営管理を委託することに変更する場合には、董事会又は共同管理機構の合意を経た上で、審査認可機関に報告して認可を受け、かつ、工商行政管理機関において変更登記手続を行わなければならない。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

番号：11

名称：中外合作経営企業の合作期間延長に係る審査認可

法律規定：「中華人民共和国中外合作経営企業法」第24条：「合作企業の合作期間は、中外合作者が協議し、かつ、合作企業契約において明記する。中外合作者は、合作期間の延長に同意した場合には、合作期間満了の180日前までに審査認可機関に申請を提出しなければならない。審査認可機関は、申請を受領した日から30日以内に認可又は不認可を決定しなければならない。」

内容：当該行政審査認可の実施を暫定的に停止し、届出管理に改める。

（法令原文名称：关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定）